

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人まほろば福社会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標 1:配偶者が出産した男性職員の総数に対して、育児休業等を取得した職員が 60%以上とする。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 配偶者が出産予定の男性職員に対して、休業制度及び特別有給休暇について個別に説明を行い、取得の推奨を行う。
- 令和 7 年 4 月～ パンフレットを刷新し、周知を行う。